



平成 28 年 7 月 5 日

各 位

会社名 株式会社 じ げ ん
代表者名 代表取締役社長 平 尾 丈
(コード番号 : 3679 東証マザーズ)
問合せ先 経営戦略部部長 寺 田 修 輔
(TEL. 03-6380-2651)

「株価・トリプル 25」達成条件型新株予約権の発行に関するお知らせ
(第三者割当による行使価額修正条項付第 4 回乃至第 6 回新株予約権の発行)

当社は、平成 28 年 7 月 5 日開催の取締役会において、以下のとおり、「株価・トリプル 25」達成条件型新株予約権※（第三者割当による第 4 回乃至第 6 回新株予約権（以下、総称して「本新株予約権」という。））の発行を決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 28 年 7 月 22 日
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	49,000 個 第 4 回新株予約権 12,000 個 第 5 回新株予約権 18,500 個 第 6 回新株予約権 18,500 個
(3) 発 行 価 额	総額 28,178,000 円（第 4 回新株予約権 1 個あたり金 1,380 円、第 5 回新株予約権 1 個あたり金 495 円、第 6 回新株予約権 1 個あたり金 133 円）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数 : 4,900,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 第 4 回新株予約権 1,200,000 株 第 5 回新株予約権 1,850,000 株 第 6 回新株予約権 1,850,000 株 上限行使価額はありません。 下限行使価額は、第 4 回新株予約権が 1,093 円、第 5 回新株予約権が 1,400 円、第 6 回新株予約権が 3,420 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 4,900,000 株（第 4 回新株予約権 1,200,000 株、第 5 回新株予約権 1,850,000 株、第 6 回新株予約権 1,850,000 株）であります。
(5) 資 金 調 達 の 額 (差引手取概算額)	10,396,678,000 円（注）
(6) 行 使 価 额 及 び 行使価額の修正条件	当初行使価額 第 4 回新株予約権 1,215 円 第 5 回新株予約権 1,400 円 第 6 回新株予約権 3,420 円 行使価額は、平成 28 年 7 月 25 日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「東証終値」という。）の 90% に相当する価額に修正されます。ただし、各回の本新株予約権について、修正後の価額が各回の本新株予約権の下限行使価額

この文書は、当社の第 4 回乃至第 6 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	を下回ることとなる場合には、各回の本新株予約権の下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	野村證券株式会社に対する第三者割当方式
(8) その他の	当社は、割当予定先である野村證券株式会社（以下「割当予定先」という。）に対して本新株予約権行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定することができること、当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定することができること、割当予定先は、一定の場合に、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の要項に従い、本新株予約権を取得すること、割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと等について、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約において合意する予定であります。詳細については、別記「2. 募集の目的及び理由 (2) 本新株予約権の商品性」及び別記「6. 割当予定先の選定理由等 (6) その他」をご参照ください。

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。実際の資金調達の額は行使価額の水準により増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には資金調達の額は減少します。

* 「株価・トリプル25」達成条件型新株予約権

当社は、平成28年5月に第1次中期経営計画“Protostar”を公表し、営業利益率、営業利益年率成長率、ROEの3指標について、いずれにおいても25%以上（ただし、当該営業利益率、営業利益年率成長率、ROEの算出にあたり生じた1%未満の数値については、小数点第1位を四捨五入したうえで判定します。以下、「トリプル25」の達成基準に関して同じです。）を目指す経営計画目標（以下「トリプル25」という。）を掲げております。今回の資金調達手法は、一定の株価水準の達成、及び「トリプル25」の達成に連動して資金が調達される仕組みとなっております。「トリプル25の達成」とは、いずれかの事業年度に係る決算短信の数値を基準として、営業利益率、営業利益年率成長率、ROEの3指標のいずれについても25%以上の数値となることをいい、会計基準の変更等により「トリプル25」の意味が変更された場合には、当該変更後の基準を達成することをいいます。

まず、株価水準の達成に関して、第5回新株予約権と第6回新株予約権については、下表記載のとおり、下限行使価額がそれぞれ1,400円と3,420円に設定されております。本新株予約権の行使価額は、いずれの回号についても、当該回号の本新株予約権の行使がなされるごとに、行使請求日の前日における東証終値の90%相当額に修正されますが、第5回新株予約権と第6回新株予約権については、上記のとおり、下限行使価額が現状の当社株価に比べて高い水準に設定されており、当社の株価水準がこれらの下限行使価額を一定程度上回らない限り、当該回号の本新株予約権の行使が起こらないことが想定されます。また、第4回新株予約権についても、下限行使価額は、発行決議日の東証終値の90%に相当する金額の水準に設定されており、発行決議日の東証終値の90%を下回る金額では株式は発行されません。このように、一定の株価水準を達成している場合にのみ行使が起こり得るという点で、「株価達成条件型」という名称しております。

この文書は、当社の第4回乃至第6回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

また、下記「2. 募集の目的及び理由 (2) 本新株予約権の商品性 ③当社による停止指定」に記載のとおり、当社は、平成 29 年 3 月期と平成 30 年 3 月期については、当該会計年度に関する決算短信で公表される数値を基準として「トリプル 25」を達成できなかった場合には、次会計年度で「トリプル 25」が達成されるまでは本新株予約権の行使を停止することとなり、また、平成 31 年 3 月期については、「トリプル 25」を達成できなければ、本新株予約権の行使期間満了まで行使を停止することとなります。この設計のコンセプトは、前会計年度において「トリプル 25」を達成した場合に、当該会計年度中において本新株予約権の行使が可能となる、というもので、この点で、「トリプル 25 達成条件型」という名称としております。なお、当社は、平成 28 年 3 月期については「トリプル 25」を達成しておりますので、平成 29 年 3 月期に関する決算短信の公表までは、本新株予約権は行使可能な状態となります。

上記を総合しますと、以下のとおりとなります。

- ① 第 4 回新株予約権については、平成 29 年 3 月期に関する決算短信の公表までは、当社の株価水準が発行決議日の東証終値の 90% に相当する水準である下限行使価額 1,093 円を超える場合には、行使がなされる可能性があり、平成 29 年 3 月期に関する決算短信の公表後は、前会計年度で「トリプル 25」を達成し、かつ、当社の株価水準が 1,093 円を超える場合に限り、当該会計年度に関する決算短信の公表まで、行使がなされる可能性があります。
- ② 第 5 回新株予約権については、平成 29 年 3 月期に関する決算短信の公表までは、当社の株価水準が下限行使価額 1,400 円を超える場合には行使がなされる可能性があり、平成 29 年 3 月期に関する決算短信の公表後は、前会計年度で「トリプル 25」を達成し、かつ、当社の株価水準が 1,400 円を超える場合に限り、当該会計年度に関する決算短信の公表まで、行使がなされる可能性があります。
- ③ 第 6 回新株予約権については、平成 29 年 3 月期に関する決算短信の公表までは、当社の株価水準が下限行使価額 3,420 円を超える場合には行使がなされる可能性があり、平成 29 年 3 月期に関する決算短信の公表後は、前会計年度で「トリプル 25」を達成し、かつ、当社の株価水準が 3,420 円を超える場合に限り、当該会計年度に関する決算短信の公表まで、行使がなされる可能性があります。

このように、本新株予約権に「トリプル 25」が行使のための達成条件として織り込まれ、また、回号ごとに下限行使価額の水準が異なるのは、当社の資金調達需要と株式価値の希薄化のバランス、及び成長戦略との整合性を考慮したことによるものです。

第 4 回新株予約権の下限行使価額を発行決議日の終値よりも低位に設定することで、資金調達の蓋然性を高めております。第 4 回新株予約権が行使され、実際に資金調達ができた場合には、成長投資を実行して企業価値の向上を志します。また、中期経営計画において掲げる「トリプル 25」を達成し、株式市場からの評価を映す株価が上昇してはじめて、第 5 回及び第 6 回新株予約権の行使が可能となることで、既存株主価値の希薄化を最小限とすることを目指す設計となっております。

以上の制限により、資金調達の蓋然性は、公募増資等の手法に比べて限定的となります。ただし、当社が主要な資金使途として想定する M&A、資本業務提携投資は、一般的な事業投資と比べて、投資後早期に業績貢献が見込まれる傾向にあります。よって、「トリプル 25」が未達の場合、利益拡大を伴う M&A、資本業務提携投資等の成長投資が実現していない可能性が高く、財務基盤強化のための資金需要は限定的となり、資金調達の必要性も低い、と考えられます。本新株予約権におけるこれらの設計は、やみくもな財務基盤強化ではなく、成長投資に限定した厳格な、かつ、企業規模の拡大に伴う段階的な資金調達を行う、との当社の方針を反映させたものです。

この文書は、当社の第 4 回乃至第 6 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
新株予約権の総数	12,000個	18,500個	18,500個
発行価額	1,380円	495円	133円
発行価額の総額	16,560,000円	9,157,500円	2,460,500円
当初行使価額	1,215円	1,400円	3,420円
下限行使価額	1,093円	1,400円	3,420円
行使期間	約3年5か月間	約3年5か月間	約3年5か月間
「株価・トリプル25」の達成条件	有	有	有

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは「生活機会（より良く生きるための選択肢）の最大化」をミッションとして、アルバイト探しなら「アルバイトEX」、住まい探しなら「スマッカ」といった生活に密着した領域で複数のインターネットメディアの情報を統合した、一括検索・一括応募が可能なインターネットメディアを中心とした最良の意思決定を支援する約30のサービスを展開しています。また、これまで増収増益で成長を続け、平成25年11月には東証マザーズ上場を果たしました。その後も業績を伸長させ、平成28年3月期第4四半期まで、上場以来、9四半期連続の前年比増収増益、及び毎期初に開示しております通期連結業績予想の超過達成を続けております。

また、平成26年7月に株式会社ブレイン・ラボ、同年9月に株式会社リジョブ、平成28年4月に株式会社エリアビジネスマーケティングの株式を取得する等、約2年間で7件、総額約40億円（取得価額）のM&Aを実施しており、新たにグループ入りした企業や事業の業績を大きく拡大させる等、M&A後の経営統合の実績も重ねてまいりました。

更に、平成28年5月には第1次中期経営計画“Protostar”を公表し、営業利益率、営業利益年率成長率、ROEの3指標について、いずれにおいても25%以上を目指す経営計画目標（トリプル25）を掲げております。「トリプル25」の達成により、既存事業において連結営業利益を平成33年3月期に50億円、長期的に100億円とするための戦略とビジョンを描くことに加えて、M&Aや資本業務提携により、更なる企業価値拡大を図る方針です。

以上の方針に基づき、今後も積極的なM&Aの検討を強化していくとともに、過去に当社が行った買収規模を上回る大規模なM&A、資本業務提携投資も視野に入れてまいります。なお、M&A、資本業務提携投資の主な対象先としては、下記3つの切り口を想定しております。

- ① ユーザーの集客、及び行動喚起が強みである当社と連携することによって、保有するデータベースや顧客といった経営資源を活用し、新たな付加価値を創出できる企業や事業（業種・地域・分野特化型の求人メディア・不動産メディア・生活メディア等）
- ② 当社が事業運営する領域において、当社の持つ顧客やユーザーといった経営資源を活かした展開が可能な、メディア以外のビジネスモデルを持つ企業や事業（不動産業者向けサービスプロバイダー、理美容業者向けサービスプロバイダー等）
- ③ 当社が運営するメディア事業における大量のトランザクションやデータベースを活かした、生活領域に関わるユーザー課金事業を持つ企業や事業（金融サービス、個人向けエンターテイメントサービス等）

これまでの業績の伸長により、当社では営業キャッシュ・フローが継続的に増加しておりますが、上述の戦略のもと、将来の投資案件には、今まで以上の資金が必要となることが見込まれます。これに加えて、財務目標として掲げております、のれん対純資産倍率1.0倍程度を維持するためにも、純資産の充足を伴う資金調達が必要であると考えております。

この文書は、当社の第4回乃至第6回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

以上を踏まえ、株価への影響や希薄化率にも配慮し、慎重に検討を行った結果、株価及び「トリプル25」への会社としてのコミットを商品性に反映することを意図した新株予約権の発行（議決権ベースの希薄化率 9.48%）を決議いたしました。本新株予約権が全て行使されることにより、当初行使価額ベースで約 100 億円の調達が可能となります。

直近の平成 28 年 3 月期における当社の売上高は 5,031 百万円、営業利益は 1,609 百万円、総資産は 8,847 百万円と、東証マザーズ上場直後である平成 26 年 3 月期と比較して、売上高は約 2.6 倍、営業利益は約 1.7 倍、総資産は約 3.5 倍に拡大しております。当社は上述のとおり、約 2 年間で 7 件、総額約 40 億円（取得価額）のM&Aを実施してきましたが、企業規模の拡大に鑑みれば、M&A、資本業務提携投資のための今後の資金拠出は加速する可能性があり、年間で 20 億円以上の投資も想定されます。

一方、平成 28 年 3 月期末におけるのれん 3,070 百万円に対する純資産は 3,643 百万円と、上述ののれん対純資産倍率 1.0 倍程度という財務目標を順守しながら企業価値を迅速かつ適切に最大化させるためには、純資産増加について高い蓋然性を伴う手法によって、一定の資金を調達する必要があると考えております。

ただし、M&A、資本業務提携投資の成立は流動的要素が強いため、投資待機資金の確保のみを目的に大規模な希薄化を招く資金調達を実施することは既存株主の利益に反すると、当社では判断しています。よって、企業価値との連動性が高い株価の上昇、及び上述の「トリプル 25」の達成を条件に資金調達がなされる手法として、本新株予約権の発行を決議いたしました。

調達金額約 100 億円につきましては、全額をM&A、資本業務提携投資の待機資金として充当いたします。しかしながら、M&A、資本業務提携投資の成立には不確実性が伴うため、有効なM&A投資先が存在しない場合、引き続きM&A投資先の検討を続けたうえで平成 32 年 7 月以降においてもM&A、資本業務提携投資費用に充当するか、又は第 1 次中期経営計画 “Protostar” にて増加を予定しております人件費、広告宣伝費及び販売促進費に充当するかについては、その時点での事業環境や戦略の進捗状況等を踏まえて総合的に判断して決定いたします。また、M&Aや資本業務提携投資の機会が限局的であり、かつ営業費用の増加が想定を下回り、調達資金が中期的に滞留する可能性がある場合には、過去にM&A投資資金確保のために実施した借入金の弁済を資金使途とする可能性もあります。

なお、今回のエクイティ・ファイナンスにおける具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 （2）調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

（2）本新株予約権の商品性

① 本新株予約権の構成

- ・ 本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は 100 株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は 4,900,000 株です。
- ・ 本新株予約権の新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。ただし、下記②及び③に記載のとおり、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約の規定により当社が行使指定（下記②に定義する。）又は停止指定（下記③に定義する。以下同じ。）を行うことができますので、当社の裁量により、割当予定先に対して一定数量の範囲内での行使を義務づける、又は行使を行わせないようにすることができます。
- ・ 本新株予約権の当初の行使価額は、第 4 回新株予約権が 1,215 円（発行決議日の東証終値）、第 5 回新株予約権が 1,400 円（発行決議日の東証終値の 115% の水準）、第 6 回新株予約権が 3,420 円（発行決議日の東証終値の 281% の水準）ですが、各本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日以降、当該行使請求が行われた回号の本新株予約権の行使価額は、当該通知が行われた日の直前

この文書は、当社の第 4 回乃至第 6 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

取引日の東証終値の90%に相当する価額に修正されます。ただし、本新株予約権の行使価額の下限は、第4回新株予約権が1,093円（発行決議日の東証終値の90%の水準）、第5回新株予約権が1,400円（発行決議日の東証終値の115%の水準）、第6回新株予約権が3,420円（発行決議日の東証終値の281%の水準）であり、各回の本新株予約権について、修正後の価額が各回の本新株予約権の下限行使価額を下回ることとなる場合には、各回の本新株予約権の下限行使価額が修正後の行使価額となります。

- ・本新株予約権の行使可能期間は、割当日の翌取引日以降約3年5か月間（平成28年7月25日から平成31年12月30日まで）であります。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日について、行使請求をすることができません。

本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約において、主に下記②乃至④の内容について合意する予定です。

② 当社による行使指定

- ・割当日の翌取引日以降、平成31年11月29日までの間において、当社の判断により、当社は割当予定先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき各回の本新株予約権の数を指定すること（以下「行使指定」という。）ができます。
- ・行使指定に際しては、その決定を行う日（以下「行使指定日」という。）において、以下の要件を満たすことが前提となります。
 - (i) 東証終値が当該回号の本新株予約権の下限行使価額の110%に相当する金額を下回っていないこと
 - (ii) 前回の行使指定日から20取引日以上の間隔が空いていること
 - (iii) 当社が、未公表の重要事実を認識していないこと
 - (iv) 当社株価に重大な影響を及ぼす事実の開示を行った日及びその翌取引日でないこと
 - (v) 当該回号の本新株予約権について停止指定が行われていないこと
 - (vi) 東証における当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限に達し（ストップ高）又は下限に達した（ストップ安）まま終了していないこと
- ・当社が行使指定を行った場合、割当予定先は、原則として、行使指定日の翌取引日から20取引日以内（以下「指定行使期間」という。）に指定された数の各回の本新株予約権を行使する義務を負います。
- ・一度に行使可能な本新株予約権の数には限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社株式の数が、行使指定日の前取引日までの20取引日又は60取引日における当社株式の1日あたり平均出来高のいずれか少ない方に2を乗じて得られる数を超えないように指定する必要があります。
- ・ただし、行使指定後、当該行使指定に係る指定行使期間中に東証終値が当該行使指定に係る回号の本新株予約権の下限行使価額を下回った場合には、以後、当該回号の本新株予約権の行使指定の効力は失われます。
- ・当社は、行使指定を行う際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

③ 当社による停止指定

- ・当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間（以下「停止指定期間」という。）として、平成28年7月27日から平成31年12月30日までの間の任意の期間を指定（以下「停止指定」という。）することができます。停止指定を行う場合には、当社は、平成28年7月25日から平成31年12月26日までの間において停止指定を決定し、当該決定をし

この文書は、当社の第4回乃至第6回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- た日に、停止指定を行う旨及び停止指定期間を割当予定先に通知いたします。ただし、上記②の行使指定を受けて割当予定先が行使義務を負っている本新株予約権の行使を妨げるような停止指定を行うことはできません。なお、上記の停止指定期間については、停止指定を行った旨をプレスリリースにより開示した日の2取引日以後に開始する期間を定めるものとします。
- ・ なお、当社は、下記に記載のとおり「トリプル25」の達成・未達に伴って停止指定及びその取消を行いますが、かかる停止指定と相反するものでない限り、一旦行った停止指定をいつでも取消すことができます。
 - ・ 停止指定を行う際には、停止指定を行った旨及び停止指定期間を、また停止指定を取消す際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。
 - ・ 当社は、平成29年3月期から平成31年3月期の間のいずれかの会計年度について、当該会計年度に関する決算短信で公表される数値を基準として「トリプル25」を達成できなかった場合、当該決算短信の開示日において、停止指定を決定の上、停止指定を行う旨及び停止指定期間（当該「トリプル25」未達会計年度の決算短信の開示日の2取引日後の日から平成31年12月30日までの期間を指定する予定です。）を割当予定先に通知し、当該停止指定を行った旨をプレスリリースにより開示いたします。
 - ・ また、当社は、平成29年3月期から平成31年3月期の間のいずれかの会計年度について、当該会計年度に関する決算短信で公表される数値を基準として「トリプル25」を達成した場合、当該決算短信の開示日において、当該開示日に有効な停止指定（もしあれば）を取消します。
 - ・ なお、「トリプル25」達成会計年度の決算短信の開示日以降、40取引日については、停止指定を行わないものとします。

④ 割当予定先による本新株予約権の取得の請求

割当予定先は、(i) 平成28年7月25日以降平成31年11月29日までの間のいずれかの5連続取引日の東証終値の全てが851円(発行決議日の東証終値の70%の水準)を下回った場合、(ii) 平成31年12月2日以降平成31年12月6日までの期間、(iii) 当社が吸収分割若しくは新設分割につき当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した後、当該吸収分割若しくは新設分割の効力発生日の15取引日前までの期間に当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、又は(iv) 当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約に定める当社の表明及び保証に虚偽があった場合等一定の場合、当社は、本新株予約権の要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより本新株予約権を取得します。

(3) 本新株予約権を選択した理由

数あるエクイティ・ファイナンス手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、既存株主の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを最も重視いたしました。

その結果、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、当社は、本新株予約権が当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

(本新株予約権の主な特徴)

<当社のニーズに応じた特徴>

① 約4年間にわたり発生する資金調達ニーズへの柔軟な対応が可能なこと

今般の資金調達における調達資金の拠出時期は、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、約4年間にわたります。本新株予約権は、発行後の株価の状況や当社の資金調達ニーズが高まるタイミングを考慮し、行使指定や停止指定を行うことを通じて、臨機応変に資金調達を実現することが可能な設計になっております。

この文書は、当社の第4回乃至第6回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

② 過度な希薄化の抑制が可能なこと

- ・ 本新株予約権は、潜在株式数が 4,900,000 株（第 4 回新株予約権 1,200,000 株、第 5 回新株予約権 1,850,000 株、第 6 回新株予約権 1,850,000 株の合計。発行決議日現在の発行済株式数 51,691,200 株の 9.48%）と一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。
- ・ 本新株予約権の新株予約権者がその裁量により本新株予約権を行使することができるため、当社が行使指定を行わざとも株価が下限行使価額を上回る水準では行使が進むことが期待される一方、当社は、当社株価動向等を勘案して停止指定を行うことによって、本新株予約権の行使が行われないようになります。

③ 株価への影響の軽減が可能なこと

以下の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能となると考えております。

- ・ 行使価額は各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
- ・ 下限行使価額は、第 4 回新株予約権が 1,093 円（発行決議日の東証終値の 90% の水準）、第 5 回新株予約権が 1,400 円（発行決議日の東証終値の 115% の水準）、第 6 回新株予約権が 3,420 円（発行決議日の東証終値の 281% の水準）に設定されていること
- ・ 行使指定を行う際には、第 4 回新株予約権については東証終値が 1,203 円（下限行使価額の 110% の水準）以上、第 5 回新株予約権については東証終値が 1,540 円（下限行使価額の 110% の水準）以上、第 6 回新株予約権については東証終値が 3,762 円（下限行使価額の 110% の水準）以上である必要があり、また、上記「(2) 本新株予約権の商品性 ②当社による行使指定」に記載のとおり、一度に行使指定可能な数量の範囲は行使指定直前の一定期間の出来高を基本として定められることとなっており、行使が発生する株価水準や株式発行による需給悪化懸念に配慮した設計となっていること

④ 資本政策の柔軟性が確保されていること

資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部をいつでも取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

<本新株予約権の主な留意事項>

本新株予約権には、主に、下記⑤乃至⑨に記載された留意事項がありますが、当社といたしましては、上記①乃至④に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

- ⑤ 第 4 回新株予約権の下限行使価額は 1,093 円（発行決議日の東証終値の 90% の水準）、第 5 回新株予約権の下限行使価額は 1,400 円（発行決議日の東証終値の 115% の水準）、第 6 回新株予約権の下限行使価額は 3,420 円（発行決議日の東証終値の 281% の水準）に設定されており、株価水準によっては資金調達できない可能性があります。
- ⑥ 第 4 回新株予約権については、株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。ただし、行使価額は下限行使価額を下回ることはできません。なお、第 5 回及び第 6 回新株予約権については、当初行使価額と下限行使価額が同一に設定されており、当該回号の本新株予約権が全て行使された場合に、調達額が予定額を下回ることはできません。
- ⑦ 当社の株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかる可能性があります。
- ⑧ 本新株予約権発行後、東証終値が 5 取引日連続して 851 円（発行決議日の東証終値の 70% の水準）を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する場合があります。
- ⑨ 当社は、平成 29 年 3 月期から平成 31 年 3 月期の間のいずれかの会計年度について「トリプル 25」を達成できなかった場合、停止指定を行う予定です。そのため、営業利益率、営業利益成長率及び ROE の水準によっては資金調達できない可能性があります。

この文書は、当社の第 4 回乃至第 6 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(他の資金調達方法と比較した場合の本新株予約権の特徴)

- ⑩ 公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株あたりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。
- 社債、借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため財務健全性指標は低下いたします。
- 本新株予約権においては、上記③に記載のとおり、行使の分散、下限行使価額の設定等の仕組みにより株価への影響の軽減が期待されます。また、調達金額は資本となるため、財務健全性指標は上昇いたします。一方、当社株式の株価・流動性の動向次第では、実際の調達金額が当初の予定を下回る可能性があります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
10,403,178,000	6,500,000	10,396,678,000

- (注) 1. 上記金額は第4回乃至第6回新株予約権に係る金額の合計額です。また、払込金額の総額は、発行価額の総額（第4回乃至第6回新株予約権合計 28,178,000 円）に、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額（第4回乃至第6回新株予約権合計 10,375,000,000 円）を合算した金額であります。
2. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権の価値評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等）の合計であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上述の差引手取概算額 10,396,678,000 円につきましては、上記「2. 募集の目的及び理由（1）資金調達の主な目的」に記載しております、事業規模拡大に向けたM&A、資本業務提携投資に全額を充当する予定であります。また、株価上昇に伴って資金調達額が上記の差引手取概算額を上回る場合にも、超過分はM&A、資本業務提携投資に充当いたします。ただし、当社としては、ROEの著しい低下に繋がるような過度な資本増強を行う意図はないため、株価が急上昇し、当初想定する資金調達額が、当初想定よりも少ない株数の発行によって達成される見通しの際には、上述の停止指定を活用し、割当予定先の本新株予約権の行使を制限する可能性もあります。

なお、M&A、資本業務提携投資の成立には不確実性が伴うため、有効な投資先が存在しない場合、引き続きM&A投資先の検討を続けたうえで平成32年7月以降においてもM&A、資本業務提携投資に充当するか、又は第1次中期経営計画“Protostar”にて増加を予定しております人件費、広告宣伝費及び販売促進費に充当するかについては、その時点での事業環境や戦略の進捗状況等を踏まえて総合的に判断の上決定し、速やかにその旨を開示いたします。また、M&Aや資本業務提携投資の機会が限定的であり、かつ営業費用の増加が想定を下回り、調達資金が中期的に滞留する可能性がある場合には、過去にM&A投資資金確保のために実施した借入金の弁済を資金使途とする可能性もあります。

当社は、払込期日に、株式会社りそな銀行との間で、当社を委託者兼受益者、株式会社りそな銀行を受託者とする金銭信託（以下「本信託」という。）を設定する予定であり、第4回乃至第6回新株予約権に

この文書は、当社の第4回乃至第6回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

係る払込金額の総額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額、及び第4回乃至第6回新株予約権の行使に際して払込まれる金額は、全て本信託で保管する予定であります。本信託の信託期間は、下記に記載される資金使途の支出予定時期の終期とあわせた4年間であり、当社がM&Aや資本業務提携投資についての公表を行った場合等、当社が受託者に対してM&Aや資本業務提携投資等に充当すること（資金使途が変更された場合には、変更後の資金使途に充当すること）を本信託で定めた方法で示さない限り、原則として、本信託の終了前に信託財産の払戻しあり行わぬ仕組みとなっております。当社は、かかる仕組みを採用することで、本新株予約権の発行により調達された資金が、当社が公表している資金使途に沿って充当されることがより明確となると考えております。

<事業規模拡大に向けたM&A、資本業務提携投資>

M&A、資本業務提携投資の主な対象先としては、下記3つの切り口を想定しております。

- ① ユーザーの集客、及び行動喚起が強みである当社と連携することによって、保有するデータベースや顧客といった経営資源を活用し、新たな付加価値を創出できる企業や事業（業種・地域・分野特化型の求人メディア・不動産メディア・生活メディア等）
- ② 当社が事業運営する領域において、当社の持つ顧客やユーザーといった経営資源を活かした展開が可能な、メディア以外のビジネスモデルを持つ企業や事業（不動産業者向けサービスプロバイダー、理美容業者向けサービスプロバイダー等）
- ③ 当社が運営するメディア事業における大量のトランザクションやデータベースを活かした、生活領域に関わるユーザー課金事業を持つ企業や事業（金融サービス、個人向けエンターテイメントサービス等）

なお、現時点において具体的に計画されているM&Aや資本業務提携はございませんが、今後案件が決定された場合においては、適時適切に開示いたします。

<人件費、広告宣伝費及び販売促進費>

第1次中期経営計画“Protostar”にて公表のとおり、当社では人件費、広告宣伝費及び販売促進費の合計額について、平成28年3月期実績2,370百万円に対し、平成29年3月期3,300百万円、平成30年3月期4,100百万円、平成31年3月期5,000百万円を予定しております。

<過去にM&A投資資金確保のために実施した借入金の弁済>

当社では、平成26年7月に株式会社ブレイン・ラボ、同年9月に株式会社リジョブ、平成28年4月に株式会社エリアビジネスマーケティングの株式を取得する等、約2年間で7件、総額約40億円（取得価額）のM&Aを実施しており、新たにグループ入りした企業や事業の業績を大きく拡大させる等、M&A後の経営統合の実績も重ねてまいりました。一方、平成28年3月末時点の借入金残高は、短期借入金500百万円、一年以内に返済予定の長期借入金855百万円、長期借入金（一年以内に返済予定のものを除く）2,556百万円となっており、上記のM&Aを中心とする事業投資に充当し、一部を運転資金として使用してまいりました。今回、調達する資金を当該借入金の弁済に充当することも検討いたしましたが、当社として資本調達した資金は一義的には新規投資に充当すべきという考え方のもと、借入金の弁済を直接の資金使途とはしておりません。

ただし、今後のM&A、資本業務提携投資の機会が限定的、かつ営業費用の増加が想定を下回り、調達資金が中期的に滞留する可能性がある場合には、金利費用を節減するため、過去にM&A投資資金確保のために実施した借入金を弁済する可能性もあります。

この文書は、当社の第4回乃至第6回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
事業規模拡大に向けたM&A、資本業務提携投資	10,396	平成28年8月～平成32年7月
合計	10,396	

- (注) 1. 本新株予約権の行使期間における株価推移により上記支出予定金額を上回って資金調達ができた場合には、当該調達金額は原則としてM&A、資本業務提携投資に充当する予定であります。ただし、当該時点においてM&A、資本業務提携投資の具体的検討を行っておらず、又はそれら案件の実施に時間を要すると判断した場合、引き続きM&A投資先の検討を続けたうえで上記支出予定期以降においてもM&A、資本業務提携投資に充当するか、又は人件費、広告宣伝費及び販売促進費に充当いたします。また、M&Aや資本業務提携投資の機会が限定的であり、かつ営業費用の増加が想定を下回り、調達資金が中期的に滞留する可能性がある場合には、過去にM&A投資資金確保のために実施した借入金の弁済を資金使途とする可能性もあります。なお、資金使途に変更が生じた場合には、速やかにその旨を開示いたします。
2. 本新株予約権の行使状況により、実際の調達金額が上記支出予定期に満たない場合には、M&A、資本業務提携投資に充当する予定期を減額する予定であります。
3. 当社は、上記のとおり、本新株予約権の払込みにより調達した資金を本信託により保管するほか、その支出実行がなされないまま本信託が終了した場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図ることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

（1）発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定期との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定期の買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役CEO 野口真人）（以下「ブルータス・コンサルティング」という。）に依頼いたしました。ブルータス・コンサルティングは、権利行使期間、権利行使価格、当社株式の株価、株価変動率、配当利回り及び無リスク利子率を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。価値評価にあたっては、主に①当社の取得条項（コール・オプション）については発動のタイミングを定量的に決定することが困難であるため、下記③の場合を除き評価に織り込まないこと、②当社は、業績条件が達成されているものとして停止指定を行わず、かつ資金調達のために行使指定が可能な場合は行使指定を行い、割当予定期は株価が下限行使価額を上回っている場合において、隨時権利行使を行うこと、③株価が発行決議日の東証終値の70%の水準を下回った場合、割当予定期は当社に本新株予約権の取得を請求する旨の通知を行うことを想定しております。当社は、各回の本新株予約権について、当該評価を参考にし各回の本新株予約権1個あたりの払込金額を当該評価と同額となるよう、第4回新株予約権は金1,380円、第5回新株予約権は金495円、第6回新株予約権は金133円としました。当社は、上記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権の商品性」に記載した本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準を勘案の上、本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。さらに、当社監査役3名全員（うち社外監査役3名）から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、以下の各点を確認し、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締

この文書は、当社の第4回乃至第6回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

- (i) 本新株予約権の発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する知識・経験が必要であると考えられ、プルータス・コンサルティングがかかる専門知識・経験を有すると認められること
- (ii) プルータス・コンサルティングと当社との間に資本関係はなく、また、同社は当社の会計監査を行っているものでもないので、当社との継続的な契約関係が存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること
- (iii) 当社取締役がそのようなプルータス・コンサルティングに対して本新株予約権の価値評価を依頼していること
- (iv) プルータス・コンサルティングから当社実務担当者及び監査役への具体的な説明が行われたうえで、評価報告書が提出されていること
- (v) 本新株予約権の発行に係る決議を行った取締役会において、プルータス・コンサルティングの評価報告書を参考にしつつ当社実務担当者による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること
- (vi) 本新株予約権の発行プロセス及び発行条件についての考え方並びに新株予約権の発行に係る実務慣行について、当社法律顧問から当社の実務担当者に対して説明が行われており、かかる説明を踏まえた報告が実務担当者から本新株予約権の発行を担当する取締役になされていること

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大 4,900,000 株（議決権 49,000 個相当）であり、発行決議日現在の当社発行済株式総数 51,691,200 株（総議決権数 516,887 個）に対し最大 9.48%（当社議決権総数に対し最大 9.48%）の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、本新株予約権の発行により、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

また、①本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数 4,900,000 株に対し、当社株式の過去 6か月間における 1 日あたり平均出来高は 469,333 株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ③当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能であることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要（平成 28 年 3 月 31 日現在）

① 商 号	野村證券株式会社
② 本 店 所 在 地	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号
③ 代表者の役職・氏名	代表執行役社長 永井 浩二
④ 事 業 内 容	金融商品取引業
⑤ 資 本 金 の 額	10,000 百万円
⑥ 設 立 年 月 日	平成 13 年 5 月 7 日
⑦ 発 行 済 株 式 数	201,410 株
⑧ 事 業 年 度 の 末 日	3 月 31 日
⑨ 従 業 員 数	12,902 名（単体）
⑩ 主 要 取 引 先	投資家並びに発行体
⑪ 主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、農林中央金庫
⑫ 大株主及び持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%

この文書は、当社の第 4 回乃至第 6 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(13) 当社との関係等			
資本関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：111,820株 (平成28年3月31日現在) 当社が保有している割当予定先の株式の数：—		
人的関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取引関係	当社の主幹事証券会社であります。		
関連当事者への該当状況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態（単体）			
決算期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
純資産	1,037,168	984,780	805,013
総資産	12,556,123	14,018,037	12,244,625
1株当たり純資産(円)	5,149,534	4,889,430	3,996,889
営業収益	816,205	801,268	746,800
営業利益	252,302	230,395	183,975
経常利益	251,923	231,280	184,705
当期純利益	158,766	150,027	120,544
1株当たり当期純利益(円)	788,273.62	744,882.04	598,498.39
1株当たり配当金(円)	993,000	1,489,500	695,100

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) 割当予定先は、株式会社東京証券取引所の取引参加者であります。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由 (3) 本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、野村證券株式会社が、株価や既存株主の利益に充分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として本新株予約権を提案したことに加え、同社が、①当社の主幹事証券会社として良好な関係を築いてきたこと、②国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、③同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である野村證券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものであります。

(3) 割当予定先の保有方針

本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社は、当社との間で締結予定の買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要

この文書は、当社の第4回乃至第6回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

があります。一方で、野村證券株式会社は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却することを口頭で確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社が平成28年6月23日付で関東財務局長宛に提出した第15期有価証券報告書の平成28年3月31日における貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込みに要する充分な現預金及びその他の流動資産（現預金：1,386,917百万円、流動資産計：12,166,647百万円）を保有していることを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役社長である平尾丈は、その保有する当社株式について割当予定先への貸株を行う予定です。

本新株予約権に関して、本新株予約権の割当予定先は本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

(6) その他

本新株予約権に関して、当社は、本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、上記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権の商品性」②乃至④に記載の内容以外に下記の内容について合意する予定であります。

<割当予定先による行使制限措置>

① 当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を割当予定先に行わせない。

② 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。

※ なお、上記買取契約には、上記「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に基づき、本新株予約権の行使価額が発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における当社普通株式の終値以上の場合においては、制限超過行使を行うことができる旨が規定される予定です。第5回新株予約権の下限行使価額は発行決議日の東証終値の115%の水準、第6回新株予約権の下限行使価額は発行決議日の東証終値の281%の水準に設定されており、当該各本新株予約権が行使される場合の行使価額は、常に「発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における当社普通株式の終値以上」となるため、上記規定により、第5回新株予約権及び第6回新株予約権については、実際には上記①及び②の規定が適用される場面はないこととなります。

<割当予定先による本新株予約権の譲渡制限>

割当予定先は、当社との間で締結予定の買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する

この文書は、当社の第4回乃至第6回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要がある。その場合には、割当予定先は、あらかじめ譲受人となる者に対して、当社との間で上記①及び②の内容等について約させるものとする。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

7. 大株主及び持株比率

募集前（平成28年3月31日現在）	
株式会社じょうげん	48.41%
平尾丈	22.98%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5.36%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	0.91%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL（常任代理人）ゴールドマン・サックス証券株式会社	0.67%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)（常任代理人）株式会社三菱東京UFJ銀行決済事業部	0.67%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	0.47%
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY（常任代理人）シティバンク銀行株式会社	0.38%
長澤信治	0.28%
野村信託銀行株式会社（投信口）	0.22%

（注）今回の募集分について長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

8. 今後の見通し

今回の調達資金を上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定期限（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化につながるものと考えております。

また、今回の資金調達による、今期業績予想における影響はございません。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東証の有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近3年間の業績（連結）

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
連結売上高	1,927,178	3,116,436	5,031,739
連結営業利益	925,531	1,211,363	1,609,438
連結経常利益	906,576	1,236,771	1,603,358
親会社株主に帰属する当期純利益	536,283	685,717	899,025

この文書は、当社の第4回乃至第6回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

1 株当たり連結当期純利益 (円)	10.58	13.26	17.39
1 株当たり配当金 (円)	—	—	—
1 株当たり連結純資産 (円)	39.73	53.09	70.48

(単位：千円。特記しているものを除く。)

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 28 年 7 月 5 日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	51,691,200 株	100%
現時点の行使価額における潜在株式数	1,435,000 株	2.78%

(注) 上記潜在株式数は、全てストックオプションによるものであります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
始 値	1,750 円	1,002 円	672 円
高 値	2,070 円	1,413 円	943 円
安 値	838 円	622 円	465 円
終 値	1,001 円	681 円	759 円

(注) 当社株式は、平成 25 年 11 月 22 日から東京証券取引所マザーズに上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

② 最近 6 か月間の状況

	平成 28 年 2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
始 値	612 円	657 円	760 円	757 円	1,119 円	1,082 円
高 値	669 円	806 円	970 円	1,145 円	1,259 円	1,235 円
安 値	465 円	645 円	691 円	755 円	905 円	1,082 円
終 値	653 円	759 円	802 円	1,120 円	1,077 円	1,224 円

(注) 平成 28 年 7 月については、平成 28 年 7 月 4 日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 28 年 7 月 4 日
始 値	1,158 円
高 値	1,235 円
安 値	1,145 円
終 値	1,224 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 公募増資（新規上場時）

払込期日	平成 25 年 11 月 21 日
調達資金の額	541,000 千円（差引手取概算額）
発行価額	552 円

この文書は、当社の第 4 回乃至第 6 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

募集時における 発行済株式数	50,050,000 株
当該募集による 発行株式数	1,000,000 株
募集後ににおける 発行済株式総数	51,050,000 株
発行時における 当初の資金使途	(1)人材の採用・育成等にかかる人件費として 175,000 千円、サービス知名度の向上及びユーザー集客のための広告宣伝費として 192,000 千円。 (2)事業拡大に伴うサーバー増加資金及びセキュリティ強化費用等のシステム投資として 50,000 千円。 (3)人員拡充に伴うオフィス移転及びオフィス構築費用等の設備資金として 45,000 千円。 (4)上記以外の残額をサービス運用におけるシステム保守費用等、運転資金に充当。 (下記②記載のオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による調達資金を含めた資金使途となっております。)
発行時における 支出予定期	(1)については、平成 26 年 3 月期に 75,000 千円、平成 27 年 3 月期に 292,000 千円 (2)については、平成 27 年 3 月期に全額 (3)については、平成 26 年 3 月期に全額 (4)については、平成 26 年 3 月期以降に全額
現時点における 充当状況	全額充当済み

② 第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

払込期日	平成 25 年 12 月 24 日
調達資金の額	353,942 千円（差引手取概算額）
発行価額	552 円
募集時における 発行済株式数	51,050,000 株
当該募集による 発行株式数	641,200 株
募集後ににおける 発行済株式総数	51,691,200 株
割当先	野村證券株式会社
発行時における 当初の資金使途	上記①に含めて記載しております。
発行時における 支出予定期	上記①に含めて記載しております。
現時点における 充当状況	全額充当済み

この文書は、当社の第 4 回乃至第 6 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(別紙)

発行要項

I. 第4回乃至第6回新株予約権の名称

株式会社じげん第4回乃至第6回新株予約権（以下、各回新株予約権を個別に「**本新株予約権**」といい、第4回乃至第6回新株予約権を総称して又は個別に「**本件新株予約権**」という。）

II. 第4回乃至第6回新株予約権に共通する事項

1. 新株予約権の総数 第4回新株予約権については12,000個、第5回新株予約権については18,500個、第6回新株予約権については18,500個
2. 振替新株予約権 本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「**社債等振替法**」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。
3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1)本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は第4回新株予約権については当社普通株式1,200,000株、第5回新株予約権については当社普通株式1,850,000株、第6回新株予約権については当社普通株式1,850,000株とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「**交付株式数**」という。）は、100株とする。）。ただし、本項第(2)号乃至第(5)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
$$\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}$$
$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (2)当社が第6項の規定に従って行使価額（第4項第(1)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。
4. 新株予約権の行使
 - (1)本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの金銭の額（以下「**行使価額**」という。）に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げる

この文書は、当社の第4回乃至第6回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

ものとする。

(2)行使価額は、第4回新株予約権については当初1,215円、第5回新株予約権については当初1,400円、第6回新株予約権については当初3,420円とする。ただし、行使価額は、第5項又は第6項に従い、修正又は調整されることがある。

5. 行使価額の修正 (1)平成28年7月25日以降、第14項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）。

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が第4回新株予約権については1,093円、第5回新株予約権については1,400円、第6回新株予約権については3,420円（ただし、第6項第(1)号乃至第(5)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

(2)前号により行使価額が修正される場合には、当社は、第14項第(2)号に定める払込みの際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

6. 行使価額の調整 (1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行普通株式数} \times 1\text{株あたりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{時価}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{時価}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{時価}}{\text{既発行普通株式数} + \dots}}}}$$

(2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①時価（本項第(3)号②に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当をする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当について、当社普通株主に割当てを受け

この文書は、当社の第4回乃至第6回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

る権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価（本項第(3)号⑤に定義する。以下同じ。）をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の発行を除く。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「**取得請求権付株式等**」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「**取得条項付株式等**」という。）に関する当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第(3)号⑥に定義する。以下同じ。）が、（i）上記交付の直前の既発行普通株式数（本項第(3)号③に定義する。以下同じ。）を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、（ii）上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本⑤において「**取得価額等**」という。）の下方修正等が行われ（本号又は本項第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「**取得価額等修正日**」という。）における時価を下回る価額になる場合（ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。）

この文書は、当社の第4回乃至第6回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

⑥本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については第19項第(2)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

⑦本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

②行使価額調整式及び本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号⑥の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

この文書は、当社の第4回乃至第6回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- ③行使価額調整式及び本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- ④当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。
- ⑤本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。
- ⑥本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、(i)（本項第(2)号④においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関する「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)（本項第(2)号⑤においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関する「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- (4)本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

この文書は、当社の第4回乃至第6回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

③その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき（ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。）。

④行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5)本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第5項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。ただし、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

(6)本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号⑥の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

7. 新株予約権の平成28年7月25日から平成31年12月30日までの期間（以下「行使可能期間」といいう。）とする。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日（機構（第16項に定義する。以下同じ。）の休業日等でない日をいう。）並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 新株予約権の取得条項

(1)当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後15取引日を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得において、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(2)当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(3)当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（機構の休業日等である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

この文書は、当社の第4回乃至第6回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- (4) 本項第(1)号及び第(2)号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、本新株予約権者に通知する。
10. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権1個あたり第4回新株予約権については1,380円、第5回新株予約権については495円、第6回新株予約権については133円
11. 新株予約権の払込総額 第4回新株予約権については16,560,000円、第5回新株予約権については9,157,500円、第6回新株予約権については2,460,500円とする。
12. 新株予約権の割当日 平成28年7月22日
13. 新株予約権の払込期日 平成28年7月22日
14. 新株予約権の行使請求及び払込の方法 (1) 本新株予約権の行使請求は、機構又は口座管理機関(社債等振替法第2条第4項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。)に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行使請求の通知が行われることにより行われる。
(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求に要する手続きとともに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第18項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に払い込むものとする。
(3) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
15. 新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
16. 振替機関 株式会社証券保管振替機構(以下「**機構**」という。)
17. 新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
18. 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社りそな銀行 東京中央支店
19. 新株予約権行使の効力発生時期等 (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
(2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
20. 単元株式数の定め 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置の廃止等に伴う取扱いが必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
21. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を野村證券株式会社に割当てる。
22. 申込期間 平成28年7月22日
23. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
24. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由 一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本件新株予約権1個の払込金額を、第4回新株予約権については金1,380円、第5回新株

この文書は、当社の第4回乃至第6回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

予約権については金 495 円、第 6 回新株予約権については金 133 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 4 項記載のとおりとし、行使価額は当初、第 4 回新株予約権については平成 28 年 7 月 5 日の東証における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とし、第 5 回新株予約権については平成 28 年 7 月 5 日の東証における当社普通株式の普通取引の終値を 15% 上回る金額とし、第 6 回新株予約権については平成 28 年 7 月 5 日の東証における当社普通株式の普通取引の終値を 181% 上回る金額とした。

この文書は、当社の第 4 回乃至第 6 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。